

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　臼澤 勉

1 日時

令和7年2月28日（金曜日）
午前9時59分開会、午後2時13分散会
(うち休憩 午前11時51分～午後1時0分)

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

臼澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穏至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、畠中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、
松本併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 労働委員会

四戸労働委員会事務局長、駒木審査調整課総括課長

(2) 商工労働観光部

岩渕企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
小野寺経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
小野ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
斎藤商工企画室企画課長、伊五澤産業経済交流課総括課長、
藤枝産業経済交流課地域産業課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長

(3) 県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、
菊池県土整備企画室用地課長、久保田建設技術振興課総括課長、
田家建設技術振興課技術企画指導課長、小野寺道路建設課総括課長、
高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、君成田砂防災害課総括課長、
佐々木下水環境課総括課長、伊藤港湾空港課総括課長

(4) 企業局

中里企業局長、村上技監兼技師長、浅沼次長兼経営総務室長、
白井経営総務室経営企画課長、伊藤業務課総括課長、三尾電気課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第81号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第81号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第7款 商工費

第3条第3表中

2変更中 1及び2

イ 議案第86号 令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第3号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第81号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加

2 変更中 4～11

イ 議案第87号 令和6年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

ウ 議案第91号 令和6年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

エ 議案第95号 令和6年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

オ 議案第99号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求めるについて

カ 議案第100号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求めるについて

キ 議案第102号 二級河川気仙川筋新昭和橋（仮称）上部工工事の請負契約の締結に關し議決を求めるについて

ク 議案第103号 外水沢地区砂防堰堤築造工事の請負契約の締結に關し議決を求めるについて

（4）企業局関係審査

（議 案）

ア 議案第93号 令和6年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）

イ 議案第94号 令和6年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○駒木審査調整課総括課長 議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）中、労働委員会関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の23ページをごらん願います。第5款労働費のうち、3項労働委員会

費が当委員会関係の予算でありまして、121万7,000円を減額しようとするものであります。

補正の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の158ページをごらん願います。初めに、1目委員会費52万9,000円の減額は、勤務実績のない月が生じた委員の報酬の減や出前相談会の中止に伴う旅費の減などによるものです。

次に、2目事務局費68万8,000円の減額は、ペーパーレス化等に伴う需用費や役務費など管理運営に要する事務費の減によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち、商工労働観光部関係、第5款労働費第1項労政費、第2項職業訓練費、第7款商工費、第11款災害復旧費第2項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第7款商工費、第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1及び2並びに議案第86号令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商企画室長 議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の22ページをごらん願います。当部関係の歳出予算は、2款総務費、

4 項地域振興費の補正予算額のうち 879 万 6,000 円の減額と、23 ページの 5 款労働費の補正予算額のうち 3 項労働委員会費を除いた 2 億 1,417 万 5,000 円の減額、7 款商工費の 86 億 1,017 万 1,000 円減額、25 ページに飛びまして、11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費の 1 億 6,428 万円の減額の計 89 億 9,742 万 2,000 円を減額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略いたしまして、主な内容について説明させていただきますので、あらかじめ御了承お願い申し上げます。

それでは、予算に関する説明書 113 ページをごらん願います。2 款総務費、4 項地域振興費、1 目地域振興総務費の説明欄でございますが、下から五つ目のいわて暮らし応援事業費は、移住支援金等の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

154 ページに飛びまして、5 款労働費、1 項労政費、2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、雇用労働相談等の開催に要する経費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

155 ページに参りまして、4 目雇用促進費の下から二つ目の事業復興型雇用支援事業費は、雇用確保事業費補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

156 ページに参りまして、2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費の上から三つ目の認定職業訓練運営費補助は、認定職業訓練団体の運営費に対する補助等に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。2 目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等向けの各種職業能力開発訓練に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

183 ページに飛びまして、7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の上から六つのいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金は、所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

184 ページに参りまして、2 目中小企業振興費の四つ目の商工観光振興資金貸付金から続きます各種中小企業向け資金の貸付金や保証料、補給補助は、事業者の繰上償還などにより、所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

185 ページに参りまして、3 目企業立地対策費の二つ目の企業立地促進資金貸付金は、誘致企業等における資金需要が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。4 目中小企業経営指導費の二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、いわて産業振興センターが行う経営相談等に係る経費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

186 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の下から三つ目のインバウンドぐるっと県内周遊促進事業費は、県内周遊に係る交通費支援金の所要額が当初の見込みを

下回ったため、減額しようとするものであります。2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、当部所管の県営観光施設陸前高田オートキャンプ場内における松くい虫被害による枯れ松伐採に要する経費のほか、船越家族旅行村の老朽化した構築物の撤去等に要する経費について補正しようとするものであります。なお、船越家族旅行村については、山田町からこの施設を含めた船越地区を町の観光交流拠点として総合的に整備したいとの申入れを受けているため、県の構築物を撤去しようとするものであります。

228 ページに飛びまして、11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、グループ補助金に係る事業費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）に戻りまして、31 ページをごらん願います。当部関係の繰越明許費の追加は、7 款商工費の 7,460 万 1,000 円であり、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。37 ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正ですが、当部関係のものは 38 ページに参りまして、2 変更のうち、事項欄1、若者・女性創業支援資金の融通に伴う利子補給及び事項欄2、若者・女性創業支援資金の融通に伴う保証料補給であり、いずれも融資枠の拡大等に伴い限度額を増額しようとするものでございます。

以上が一般会計補正予算（第12号）の概要であります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。55 ページをごらん願います。議案第 86 号令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,203 万円を減額し、総額を 1 0 億 5,174 万 7,000 円としようとするものであります。

56 ページに参りまして、歳入でありますが、1 款繰入金は貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようするものであります。3 款諸収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の減少に伴いまして、減額しようとするものであります。

57 ページは歳出であります。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、中小企業基盤整備機構に対する償還金の減少などにより、減額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○神崎浩之委員 おはようございます。5 款 1 項 4 目雇用促進費の中の障がい者等雇用対策費、それから 5 款 2 項 2 目職業訓練校費、その中に障がい者就業支援事業費があり、減額になっているですけれども、商工労働観光部としての、障がい者の雇用の位置づけについてお伺いしたいと思います。

○小野寺雇用推進課長 障がい者の就労支援につきましては、定住推進・雇用労働室の

分掌事務となっておりまして、障がい者の適性に応じた障がい者の職業能力向上のための訓練、それから就労支援機関の職員の能力向上を図る研修の実施、そして企業に対する意識啓発を図るためのセミナー等を実施しているところであります。

障がい者の法定雇用率が令和6年4月の2.3%から2.5%に引き上げられておりまして、昨年12月に岩手労働局から公表されました岩手県の障がい者雇用率は2.5%と、法定雇用率のほうは達成しておりますけれども、令和8年7月にはまた2.7%に引き上げとなっているところです。

このような状況を踏まえまして、障がいの特性や適性に応じた就労をさらに進めていくために、福祉関係室課をはじめ関係機関、団体等と密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 私、そういう質問をしているわけではなくて、商工労働観光部として、障がい者の雇用というのをどう位置づけて取り組んでいるかということを聞きたかったのです。今の答弁を聞いてみると、法定雇用率があるから、それをクリアするために障がい者を使うのだというような答えになっているわけです。法定雇用率があるから、企業は障がい者を雇わなければならない。そのような答弁なのです。そうではなくて、商工労働観光部として、障がい者が民間企業の中で働くということをどう位置づけているのかということです。そういうことをお聞きしたいと思っておりました。

障害者就業・生活支援センターについて、補正予算も出ていますから、ここであわせて聞きます。障害者就業・生活支援センターは、障がい者の職業生活における自立を図るために雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面、生活面における一体的な支援を行うということです。私は一般質問でも言ったのですけれども、社会やさまざまな生活環境が複雑になってきており、関係部局と連携をしながら、県の事業を推進しなければだめだと思っております。ですから、障害者就業・生活支援センターというのは雇用、保健、福祉それから教育、こういうところと連携しながらこの事業を実施しなければならないと思います。これを所管しているのが商工労働観光部なのです。

各地区にセンターを設置しているのですけれども、両磐地区だけこの1年間なかったのです。全県にある中で両磐地区だけ設置がなかったことについてどういう経過で、どう対応したのかお伺いしたいと思います。

○小野寺雇用推進課長 障害者就業・生活支援センターは、神崎浩之委員がおっしゃったとおり身近な地域において、障がい者が就業面、生活面の一体的な相談支援が受けられるよう設置しているものでございまして、本県では県内全9地域に設置されておりましたが、両磐地域におきましては受託法人の事業撤退がございまして、やむを得ず令和5年度末をもってセンターの指定が取り消しになったところです。

その後、地域の関係者等と協議を重ねまして、再設置に向けて連携して取り組むことで合意が得られたことから、厚生労働省に再設置に向けた要請活動を行い、現在令和7年4

月からの再設置に向けて手続を進めているところです。事務の所管につきましては、商工労働観光部がセンターの運営主体となり、法人の指定事務を所管しております、センターが行う生活支援等事業を保健福祉部、そして雇用安定等事業を国の機関である岩手労働局がそれぞれ指定法人へ業務委託等を行うものとなっております。

両磐地域の障害者就業・生活支援センターを初め、県内に設置しております各センターが円滑に運営され、障がい者の就業面と生活面の一体的な相談支援という機能を十分に発揮できるよう、引き続き保健福祉部をはじめ関係機関、団体等と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○神崎浩之委員 これはいろいろ複雑な制度で、保健福祉部も、それから岩手労働局のお金もある中で指定をするのが県の商工労働観光部です。なぜこれだけ遅れたのでしょうか。商工労働観光部が公募して、だめだったら再公募して、両磐地区のセンター設置を急ぐべきだと思っているのです。私は、この1年間いろいろな民間の皆さんから苦情を言われているのです。早く設置してくれ、早く設置してくれと。あなたに言われて、障がい者を雇用したのだけれども、それをお世話するセンターがなくなつて非常に困っているということを5カ所ぐらいから言われているのです。企業の社長たちから。ちょっと待ってくれ、待ってくれということをしているのだけれども、早く再募集して指定をしてもらわないと、せっかく両磐地区の民間の方が動いてくれた厚意に応えられないという状況がこの1年あったということです。公募と指定の所管は県の商工労働観光部ということです。これは障がい者の事業だから、保健福祉部だけに任せればいいというような気持ちが商工労働観光部にあったのではないかと思っているのです。部局連携で取り組む事業について、やはりいろいろと支援をしていただきたい。障がい者を雇用する、障がい者が一般の民間企業で働くということと、それから民間の事業所においては労働力不足ということもありますので、そういう点もあると思いますが、そういうふうな位置づけを含めて今回の件についての商工労働観光部長の所感を求める。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 今回の障害者就業・生活支援センターの両磐地区の件につきまして、雇用推進課長が答弁したとおり、昨年度、受託法人の事業撤退があり、相談件数の数がすごく多くありました。これを何とかしなければいけないということで、一番困ったのが事業を引き継ぐ法人、団体がまずいなければ進みませんので、そこを急いでやり、手を挙げてきたNPO法人があったことから、次の法人指定に向けて、私が厚生労働省に行って予算措置のお願いをしてきました。厚生労働省は当初、予算がないということでしたが、令和5年度に法人が撤退して、令和6年度はセンターの空白期間になったわけですから、我々は少しでも早くやりたいという想いでありました。当初、厚生労働省からは早くても令和8年度だという話をされて、それはちょっとおかしいと、予算云々よりも、そういうニーズがあるものなので何とかしてほしいという話をして、さまざまな方々から協力いただいて、何とか令和7年度から運営できるようになったという経緯であります。さらに工夫すればもっと空白期間というか、事業者がいなかつた期間を縮め

られたのかとも思いますので、その辺はさらに今後気をつけていきたいと思っております。

障がい者の雇用、支援につきましては、大きく言えば生活支援のほうが保健福祉部、就業支援のほうが岩手労働局、それから我々商工労働観光部というすみ分けでやっていると思っております。今、障がい者を雇用したくても、ハローワークに行っても雇えないという指摘もあります。少しでも多くの障がい者の方々に社会生活のみならず、働くという面でも社会参加していただくというのは非常に大事なことだと思っております。そこは当部の共通認識でございますので、一体となって、きちんと支援してまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** それでは、岩手産業文化センターの管理運営費についてお聞きいたします。

光熱費の高騰に対応した追加費用の措置、また修繕等を含めて、具体的に金額の配分を教えてください。

○**藤枝地域産業課長** 岩手産業文化センターの管理運営費についての具体的な金額の関係ですけれども、水道光熱費に関する増額部分が約 60 万円、それと必要な施設の修繕に関する部分が 187 万円となっております。

○**軽石義則委員** 令和 6 年度の補正予算ですので、令和 5 年度の実績もあると思うのです。それに基づいて、多分いろいろな追加費用ですから、これは実際支払った分と 3 月末の見込みの分も含めてだと思うのですけれども、令和 5 年度の実績はどういうふうになつていて、措置はどれぐらいだったのですか。

○**藤枝地域産業課長** 令和 5 年度の実績につきましては、水道光熱費の上昇分として、補正予算としては 650 万円余を計上したところです。

○**軽石義則委員** エネルギー関連については、国の支援で変動してはおりますけれども、ただ令和 5 年度と比較して令和 6 年度の金額がこんなに少ない措置で間に合うのかと単純に思うのです。指定管理ですので、5 年間、多分令和 6 年から令和 10 年までの契約ですね。そうなると、令和 4 年度の実績に基づいて指定管理料の見積りをした上で契約を結んでいると思うのですが、特に光熱費の変動は大きいはずです。ことし 60 万円だけ本当に間に合うのですか。

○**藤枝地域産業課長** 先ほど御答弁申し上げましたとおり、昨年度も燃料費が高騰して補正予算により措置しております。燃料費を始めとした物価の高騰に対応するために、今年度、産業文化センター条例を改正いたしまして利用料金の上限を引き上げております。その部分で補填した上で、なお足りない部分につきましては今回の補正で措置するということでございます。なお、その補正予算の算定につきましては、全庁的に同様の考え方の下で算定が行われております。

○**軽石義則委員** 利用料金を改定したということですが、そうであれば収入はどれぐらいふえていて、その分を勘案した措置額が 60 万円になったのだということを数字で教えてください。

○藤枝地域産業課長 利用料金の具体的な増額分につきましては、年度途中ですので、まだ集計はできておりませんが、条例改正時点の想定では二百数十万円利用料金が上がるという試算でした。また、そのほかにあらかじめ指定料金の中には不測の事態に備えた修繕費等の部分がありますので、実際はその中でいろいろと運用して不足する部分を貯っている状況でございます。

○軽石義則委員 当然計算根拠があつて算出されていると思いますけれども、指定管理料を含めて、人件費も当然上がっていますし、令和4年度の実績に合わせた契約時から比較すると、管理者のほうもかなり負担がふえているのは実感としてもあるのです。二百幾らの収入がふえているとしても、令和5年度の実績が650万円追加措置されているのに、ことしは60万円で本当に間に合うのかと思うのです。そういうところを詳しく聞くには資料がないと答えられないでしょうから。ただ、やはり管理者からは、ぎりぎりの人員ができる限り効率性を求めた上で仕事をさせてもらっているけれども、これ以上光熱費の変動等があつて、いわゆる簡単に言えば持ち出しですね、指定管理料をマイナスで積み重ねていくとすれば、その仕事をやり切れなくなるというような声も聞こえてきているのですが、その部分についてはどのように把握されているのですか。

○藤枝地域産業課長 岩手産業文化センターの管理運営費につきましては、毎月センターと当課で収支状況などを情報共有する場を設けさせていただいております。その中で、例えば修繕であるとか、燃料費高騰分、運営管理費で不足する部分については、あらかじめ情報を聞きした上で、対処できる部分については対処し、なおかつその場で対処できない部分については、軽石義則委員がおっしゃるとおり、その先の今後の運営費の算定、もしくは運営のあり方などについて工夫するという形で検討しながら進めているところです。

○軽石義則委員 毎月打ち合わせされて、内容も把握しているとすれば、もう少し実態に即した、特に光熱費は支払っているものだし、それは業務の効率化で金額を下げられるというものでもないので、実費として負担がかかっているとすれば、その部分はしっかりと措置していくかないと、岩手産業文化センターも大分大事にお使いになっていて、手をかける部分もかなりふえているのではないかと思うのです。いろいろな意味で実施実績などを、今回も減額しているのですけれども、できないことをやれとは言っていないとは思うのですが、ただ目の前に対応しなければならないものがあれば、それに手をつけなければならないでしょうし、そうなると実費でかかる分ぐらいはしっかりと措置する必要がある。管理そのものが回っていかないということにならないようにぜひしてほしいと思っています。3月末までの間にも、これから春闘も始まってくれば、人件費が大きく変動することもあると思いますので、そのことについてはこの60万円が本当に適正かどうかというものをしっかりと、もう一度見直してもらう機会も必要です。新年度予算にどのように反映されているかまだ議論していないので、新年度にしっかりと措置しているのだというのがあればいいのですけれども、その部分はどうなのですか。

○藤枝地域産業課長 新年度予算措置ということですけれども、物価上昇分に対応するために、令和7年度の施設利用料金の上限引き上げの条例を提案させていただいておりますし、また人件費も上がっておりますので、その部分についても賃金スライド制度に対応するための指定管理料の予算措置を提案しているところです。

○臼澤勉委員長 執行部に申し上げます。答弁ははっきりとお願ひいたします。

○軽石義則委員 そういう形で進めていただいているということであれば、やはり指定管理者が負担を多くすることなく、例えば実費分だけはしっかりと措置をするということも伝えた上で、さらに連携を取っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2点目です。いわて産業人材奨学金の出捐金について、利用実態がないので減額ということのようですが、資料をいただきましたが、令和6年度は認定者が30名、募集は120名、これはずっと過去5年間120名募集して、認定者はほぼ40、60、50、40、30と目減りしていますね。逆に令和6年度は認定企業数が125ということで、企業がふえてきて、そして認定者が減っているというのは、奨学金を使わないでいる人たちが多いのか、しかし奨学金を使っている人たちも結構いるのではないかと思うのですが、この認定企業数がふえて認定者が減ることについて、どういう分析をされているのでしょうか。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 奨学金返還支援制度についてのお尋ねであります。今の御指摘にございましたように、認定企業につきましては現在ふえている形になっております。これは、2年前に制度の見直しを行いまして、認定の要件を広げたというところがございます。当初製造業、IT産業に絞っていたものをどんどん広げていって、働き方改革ですか、若者女性の取り組みに熱心で認定を受けている企業にも広げたというところで、実質的に全業種が対象になるような形になっております。その効果もありまして、認定企業についてはふえているという中であります、残念ながら奨学金を利用している学生、新規の就職者は減少傾向にあるということです。

奨学金を利用している学生はいま大分多くなっております、減っているわけではないと見ております。2人に1人は奨学金を利用しているとも言われております。そうした中で、なかなか支援者数がふえていかないというのは、そもそも認定をさせていただいた企業に就職ができていない、人材確保ができていないという部分があるのではないかと思っておりますのと、さらに認定企業をまだまだふやしていく必要があると思います。新規の学卒者にとって就職をしたいと思えるような企業にしっかりとこの制度を活用していただくような取り組みを引き続きやっていきたいと考えております。

○軽石義則委員 一般質問でも社会減対策の部分がいろいろ議論されておりますので、そういう意味では、返還支援というものは一つのポイントになってくると思っています。企業がふえていて、利用者が減っているというのはPR不足なのか、もっと言えば企業側のメリットがないので、使っていないのか、どういう分析なのですか。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 認定させていただいている企業の声を伺います

と、この制度があることによって人材の採用ができたという声もあり、高い評価をいただいているところであります。

PR不足という部分もあるうということで、かなりここ一、二年のところでPRの取り組みを進めさせていただいておりまして、学生に対する周知という部分で県のホームページやSNSを活用したPR、それから大学等へのキャリアセンターへのチラシ、ポスターの配架、新聞広告、それから直接大学を訪問しまして周知、あるいは就職イベント、U・Iターンイベントに出展をしながらPRする、市町村広報紙への掲載をお願いするなど、学生のみならず保護者の方、先生方にもPRをしているところではありますけれども、なかなか成果に結びついていないという状況でございます。

○**軽石義則委員** 企業の中には奨学金を事前に企業として準備して、就職が前提になっているかどうかは、それぞれの企業のルールだと思うのですけれども、そこで返還しなくてもいいというような制度を、企業のほうは使っているような声も聞こえてくるのです。県にもありますよと私も言っているのだけれども、これはもう少し中身を利用しやすく、学生にとってメリットがもっとあれば、活用、利用されると思うのですけれども、そういう見直しの部分についてはどうなのですか。

○**小野ものづくり自動車産業振興室長** 見直しについては、隨時行っているところであります、2年前の見直しが、現在のところもなかなか効果に結びついていないということも踏まえて、隨時見直しを図っていきたいと考えております。企業、あるいは学生の声もさらにお伺いしながら、企業の制度あるいは国、他県の制度も含めて参考にしながら、変えられるところ、改善できるところがあれば改善をしていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** ぜひ検討してほしいと思います。時間がたって、その制度ではなく違う制度のほうがいいとなってこないように、やっぱりそのときに必要なものはそのときに変えられるように、時間との戦いかもしれませんが、引き続き取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○**高橋穂至委員** 説明の中で事業が予定量に達しなかったためという不用額の説明があったわけですが、これは、総務費の地域振興費の中のいわて暮らし応援事業費ということで、私もそうですけれども、ほかの委員もたくさんU・Iターン関係の質問が今回一般質問で出たわけですが、その中で予定量ではなかったということで、いわて暮らし応援事業費が減額になっています。地方創生企業支援事業補助も減っていますし、県南地域移住定住・定着促進事業費も減っています。この予定を立てた際の数字というのは、どのような目標設定による数字なのかというのと、実績がどうだったのかを伺います。そして、令和7年度にどういう取り組みをして、どれくらい見込んでいるのか、そこをお願いします。

○**三河定住推進・雇用労働室長** 見込みの立て方につきましては、例年の実績を基にしておりますが、今年度につきましてはその見込みに達しなかったというのが今回の補正の中身でございまして、令和6年度の支援実績としましては54件となっております。来年につきましても目標数値がU・Iターン合わせて1,000人という目標を立てておりますの

で、それに応じた形で予算措置をさせていただいております。

○高橋穂至委員 要はU・Iターンの支給が54件ということですが、起業支援の実績は幾らなのかと令和7年の目標、それから、もし分かればすけれども、県南地域への移住定住の取り組み実績と、来年度の見込みを教えていただきたいです。分からなければ、分からぬで結構です。

○三河定住推進・雇用労働室長 済みません。県南地域への移住定住についてはいま手持ちとして資料を持っていないのでお答えできないのですが、起業支援でしたでしょうか。

○高橋穂至委員 起業支援の実績で、補助率2分の1で490万円ほどの減額になっているのですが、その実績と来年度の目標です。

○三河定住推進・雇用労働室長 済みません、起業支援については経営支援課から回答いたします。

○小野寺経営支援課総括課長 令和6年度に関しましては、この事業で行っている起業支援は地域課題解決型起業支援金ということで実施しておりますが、15件に対して2,943万2,000円の交付決定を行っています。

○高橋穂至委員 来年度の見通しは。

○臼澤勉委員長 来年度の予定についてお答え願います。

○小野寺経営支援課総括課長 来年度に関しましても事業のスキームは同じような形で、支給に関しましては15件、3,000万円の予算を提案させていただいております。

○高橋穂至委員 起業支援の部分については業種というか、起業する業態とか、そういった制限はありましたでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 業態とか業種とかは、特に制限はありません。ただ、地域課題解決型ということになりますので、IT技術を活用し、地域が抱える課題を解決しながら、新たになりわいを起こす方を公募して、審査の上で、採択をして補助先を決定するというスキームになっております。

○高橋穂至委員 IT技術を活用して地域課題を解決するというとき、どうしても理工系メインのものづくりですとか、そういうイメージをされがちなのですけれども、岩手県立大学の方々と意見交換したときに、やはりもっと幅広く、暮らしやすさとかそういうソフト的な地域課題にも、起業家をバックアップしてくれるような体制があればいいということを意見として言われました。要は、そういう相談の幅というのを広げてほしいという、そういう要望がありました。そのような中で、実際ことは予定交付決定数にならなかつたということですけれども、実態としては応募件数そのものは結構あるものなのでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 今年度は15件交付決定というお話をさせていただきましたが、申請自体は28件あります、応募自体は予算を一定程度上回る申請をいただいております。

○高橋穂至委員 わかりました。あとは、その中で事業をプラスアップしていくのだと思うのですけれども、受ける体制のほうも得意分野の先生方とか、そうではない方とか、その分野に偏りがあるかというのも気にしていましたので、後でそこら辺はお話を伺いたいと思います。

あと、もう一つが観光費でございまして、いわて教育旅行誘致促進事業費補助や、インバウンドぐるっと県内周遊促進事業費も予定量に達しなかったので、減額ということなのですが、インバウンドはふえているというイメージを持っていたのですが、予定に達しなかった要因をお聞きします。

○高橋観光・プロモーション室長 インバウンドぐるっと県内周遊促進事業費でございますけれども、こちらは海外旅行会社が県内の周遊を図る旅行商品を造成する場合の交通費の支援を行い、インバウンドの県内宿泊と県内周遊を促進する事業ですが、助成要件が県内2泊以上の旅行商品ということで、それは県北または沿岸地域1カ所以上を目的地とするということ、そしてまた移動方法は貸し切りバス、貸し切りタクシー、貸し切り列車という形でした。支援金の支払い見込みにより委託料を減額するのですが、エージェントにお聞きすると、今回の助成要件がなかなか厳しかったのではないかということで、もう少し使いやすい形にしてほしいという要望を受けておりましたので、今後そのような御意見を踏まえながら見直しをして進めてまいりたいと考えております。

○高橋穂至委員 先ほども伺いましたけれども、令和7年度予算の見込みと狙いは、要件はこれから検討するということだと思うのですが、実績的にはエージェントが取り扱った数自体はふえているのでしょうか減っているのでしょうか。要は、全体として岩手県の観光のインバウンドの状況は、実はこれくらいことしほふえているのだけれども、補助の要件が合わなかったのだということなのかどうか、そこら辺のところをお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 インバウンドの外国人宿泊者数等は、コロナ禍前を上回る数字ということで早々に数字が取りまとまる予定ですけれども、いずれにしましてもインバウンド県内周遊支援事業費は、エージェントのほうにかなりメール等をしており、また、B to Bの商談会等で周知しまして、今年度は台湾とオーストラリアの2カ所のエージェントから申請いただきました。これをさらにふやしていきたいと考えております。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から半導体関連人材育成施設の整備状況等について発言を求められておりますので、これを許します。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 本県の中核産業である半導体関連産業の持続的な成長を支える人材の育成確保を図るため、今年度県が公益財団法人いわて産業振興センターと連携して進めてきた半導体関連人材育成施設整備の進捗状況等について、お手元の資料により御説明を申し上げます。

1の目的であります、(1)、半導体関連企業や参入を目指す企業等の従業員を対象として、半導体製造装置の運用・メンテナンスを担うエンジニアを育成する。

二つ目、大学・高専等の学生を対象とした半導体講座や小中学生等を対象としたものづくりイベント等を通じ、次世代を担うものづくり人材を育成する。

2の整備・運営についてですが、県の補助を受けていわて産業振興センターが施設を整備・運営し、いわて半導体関連産業集積促進協議会——I—S E Pが運営をサポートするものです。

3、予算概要についてですが、(1)、予算額は3億9,000万円余であり、うち1億9,000万円余に国の交付金を活用しているものです。

(2)、場所であります、北上市から無償貸与いただいた北上市村崎野の北部産業業務団地内です。

(3)、施設規模ですが、1階建てで面積は約586平方メートルです。

4のスケジュールについてですが、令和6年4月19日に設計業者の入札、決定、7月31日に北上市との土地賃借契約、8月27日に施工業者を入札により決定し、9月13日に起工式を行い、着工いたしました。令和7年1月29日に装置を企画競争入札で決定し、3月に建屋が完成、装置搬入、据付、4月に開所式を予定しております。

5のその他についてですが、(1)、神奈川県横浜市に本社がある半導体製造装置等販売業の株式会社ハイテック・システムズから県に対し企業版ふるさと納税の制度を活用し、半導体製造装置が寄贈されたことから施設内に設置し、研修等で活用する予定です。

二つ目、令和6年度9月補正予算において、半導体関連人材育成推進事業費900万円余を措置し、半導体関連人材育成施設の円滑な開業に向け、研修カリキュラムの準備等を実施しております。

以上で半導体関連人材育成施設の整備状況等について説明を終わります。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員 建物の関係はよくわかりました。4月の開業に向け、研修カリキュラムを準備云々と資料に書いていますけれども、私は具体的にもう少し、4月から入校式み

たいなものがあるのかと思っていたのですが、いま分かる範囲で、これがスタートしてからどういうところでどういうふうな研修カリキュラムがあるのかとか、そういう見通しがあつたら教えていただきたいのと、それからもう一つ、寄贈いただいた製造装置なわけですけれども、これは具体的に研修の中で、どういう方がどういうふうに使っていくのかということを教えていただきたいです。私は、国立大学法人九州工業大学へ行って、こういう機械があって、古い装置だけれどもこれを全国でいろいろ活用しているのですよという話を聞いてきていたのですけれども、実際寄贈された機器というのはどういうふうに研修の中で使われていくのか、その2点をお伺いします。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 2点御質問をいただきました。

一つ目は、どのような研修を行うのかということあります。まずお手元の資料の4ページ目をごらんいただきたいと思います。大きく三つの取り組み、教育をさせていただく予定としておりまして、一つがメインとなります半導体製造装置エンジニアの育成、二つ目に左側の下にございます大学生、高専生等を対象とした半導体などの次世代人材育成。そして、右下にございます若年層、小中学生を中心としたものづくりへの興味喚起を図つていく取り組みということあります。

こういったベースの中で、次の5ページをごらんいただきたいと思います。参考2という資料です。半導体製造装置エンジニアの育成プログラムということで、メインとなる部分です。これは大きく三つ想定をしておりまして、まず初級者共通のプログラム、これにつきましては半導体メーカーの従業員ですとか、製造装置に関わるサプライチェーンの中の従業員ですとか、あるいは新たに半導体関連分野に参入を志向する企業の従業員、そして人材派遣会社の職員等の研修等もここで行いたいと考えております。それらも含めて全部共通のプログラムになります。

続いて、オーダーメイドのプログラムというのが、それぞれの企業等のニーズによってオーダーメイドでつくらせていただくものであります。ここにまた先ほども申し上げたような参入を目指す地場企業等々の要望に基づいて研修を行うというものです。

そして、各社が実施をする自社専門教育プログラム、これは各社が、施設と設備を借りて実施するというものです。

おおむね4月に入って3月に卒業するというような長期のコースではなくて、短期の1週間あるいは2週間というコースを繰り返し行うという想定です。年間それぞれ1週間を12回、2週間を12回という形で、この半導体製造装置エンジニアの育成では、おおむね初年度、年間で300名の教育をしたいと考えております。延べの数字でありますが、300名であります。次世代人材育成、体験型の魅力発信、これも合わせまして延べで1,200名が交流をするというような想定でして、合計で1,500名程度の利用を想定しております。

そして、先ほどの設備の関係ですが、設備をふるさと納税ということで寄附をいただきました。この設備の使い方ですが、まず製造装置の保守運用をできる人材を育てるということであります。座学も行いますが、あわせてこの装置を使った実習も行います。この実

習につきましては、通常動かせる装置が壊れたという仮定で、ばらばらに分解して、それを改めて内部の構造を確認しながら組み立てていくことの実習をして、最後にはまた通電をして通常どおり動く形を再現するというようなことを通じて現場のフィールドエンジニアを育成していく、そのために利用しようという想定です。

○神崎浩之委員 わかりました。そろそろ3月なので、職業訓練協会とかに行くと1年間のスケジュールがあって、何コース、何コース、何人、何人とかと出ていて、それを受けて市の広報とかにも、こういう研修がありますよとかと出てくるのですけれども、そういうものはいつ頃出るのですか。

○小野ものづくり自動車産業振興室長 現在いわて産業振興センターにおきまして、9月補正で措置をいただいた人材育成推進事業費、こちらの中でカリキュラムの作成作業を進めています。4月以降に行う研修カリキュラムにつきましては、これをまとめた上で、主に半導体関連産業集積促進協議会の会員企業に対するPRというところで周知を図っていきたいということを考えており、一般向けにそこでPRをさせていただくということになろうかと思います。

○神崎浩之委員 わかりました。結構みんな注目しているところで、人材がいないと言われますよね、SEとか含めて。こういうふうなところを、岩手県では手厚くやっていますよということで企業誘致にも拍車がかかるきっかけにもなるのではないかというふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願ひします。

この際、商工労働観光部長に今回の大船渡市林野火災を受けて、商工労働観光部として何が心配なのか、そして、どこにどういうふうな指示をしたのかというのを聞きたいと思います。林野火災を見ていると復興防災部とか、農林水産部とか、けさ来たら、県土整備部からも林野火災の対応について説明したいという話がありました。商工労働観光部だって関係あるだろうということで、商工労働観光部として何が今後心配だ、それからどういうふうなものを商工労働観光部長は指示して、そしていま現在報告を受けているのかということをまずお聞かせいただきたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 今回の林野火災に対する当部の対応といたしまして、一つ今確認しているのは、被害を受けた区域に商工業事業者がどれだけあるのかということです。焼失とかしていれば、またそこに対する支援とかしていかなければいけませんので、その辺を東北経済産業局と一緒にになって確認をするというのがまず一つの大きな業務になると思っています。

もう一つが、県の災害対策本部の中で当部が請け負っている分野が物資の供給になります。一つわかりやすいのは公益社団法人岩手県トラック協会にお願いするということを当部で担っています。

もう一つ、例えば避難所で必要な物資等については、当部で連携協定を結んでいる企業等にお願いして、例えば必要な食べ物等があれば、そういうものを随時避難所に運び込むような段取りをするというのが我々の府内での役割になっています。

これまで東日本大震災津波を含めまして、その後の大雨被害とか、さまざまな災害があり、そのときの経験等、私も当時管理課長のときに岩泉町や久慈市の大震災とかさまざまありました。そのときに避難所が長期化すればどういうものが必要になるのかとか、現地も混乱しているだろうから、あらかじめ過去の経験を生かして、こういうものを送っているというものをつかんで、こちらからプッシュで、一方的に送っていくわけにもいかないのですけれども、現地とうまくコミュニケーションを取って、早め早めの支援ができるいいなということを協議しております。

○神崎浩之委員 ありがとうございました。今やるべきことと、今後想定されるような支援を今から組み立てておく必要があると思っておりました。

テレビで漁家のおばちゃんが体は逃げてきたけれども、網から何から全部焼けた、どうすっぺというふうな話があって、エリアの中には前の東日本大震災津波のこともありますから、小売業であったりだとか、食堂だとか、民宿だとか、分からぬですけれども、流通関係、仲卸だとか、そういう方がどうしていくのか、そしてその企業の復活とか再生についての支援も必要なのかどうか。前に県南地域中心に地震がありました、あれも福島県の知事に騒いでいただいて、グループ補助をやってもらったということもありますよね。グループ補助で事業採択というのもあるので、ぜひとも寄り添う支援をしていただきたいと思っています。

UターンとIターンの現状と取り組みについて、細かいことについては、昨日菅原亮太議員が質問しておりました。私は、UターンとIターンの目標数値を分けていないという中で、目標設定してやっているというようなことに前から非常に違和感を持っておりました。やはりUターンはUターン、IターンはIターンの別な取り組みが必要ではないかと思っています。Uターン用、Iターン用というふうに思っているのですけれども、例えばUターンは誰にどう響かせるようなアプローチをしているのか、Iターンは誰にどう響かせるような対策を取っているのか、その辺りを聞きたいと思います。

それから、いずれ市町村に魅力がないとだめなのですけれども、岩手県はいいですよと言っても、具体的などこの市町村に行くかということになってくると思うので、県の役割と、それから市町村の役割と、これも別々だと思うので、これについて県は市町村とどういう取り組みを具体的にされながら進んでいくのかという、この二つをお聞かせください。

○三河定住推進・雇用労働室長 Uターン、Iターンにつきまして、ターゲットとなる相手方が違いますので、Uターンをふやしていくということに関しては、やはり実家といいますか、家がこちらにあるということがありますので、岩手県に残られている御両親とか御家族の方に対してUターンを呼びかけてほしいというような狙いで、マスコミとか、地元の方が目にするような宣伝の仕方とか、そういうところに力を入れています。Iターンに関しては誰がターゲットになるか分からぬといいますので、本当は全国的に幅広にやりたいという思いはあるのですけれども、一番は東京都とか、仙台市とか、

岩手県出身の方が出ていっている数が多いところをターゲットにU・Iターンフェアとかも開催していますし、あとは就職フェアとも抱き合させて、地元に仕事がありますよというようなアピールもしながら、そこに訪れた方に対して、仕事もあるし、子育てもしやすいですよという内容でもって今PRをしているのが実態でございます。

あと、最近IターンとかUターンに関心のある方々がどこで情報を得られるのかというと、やはりインターネット環境で、SNSとか、そういった部分がありますので、来年度に関してはシゴトバクラシバいわての情報をSNSに載せて、そこに目をつけていただけるというようなことを狙いとした事業をやりたいと思っています。

それから、市町村も自分の地域にUターン、Iターンの方を呼びたいということがありますので、かなりの数で首都圏とかでフェアとかいろいろなことを単独でもやられていますし、広域振興局単位でもやっているというようなこともありますので、そこに東京事務所にいますU・Iターン相談員と、ふるさと回帰支援センターにも相談員がいますので、その方々がさまざまそういうフェアが行われますよという宣伝をするとか、PRをするとか、あとは自分たちが持っている名簿などにダイレクトメールを差し上げるとか、そういった形で県では取り組んでおります。あと場合によっては当日相談ブースも欲しいというような要望があれば、それにお応えして相談するブースを確保するとか、あとはスペースを確保するという支援は差し上げており、各市町村の特徴をより出していただける機会は設けさせていただいております。

○神崎浩之委員 今インターネットとかSNSという話がありましたが、気をつけていただきたいことがあります。実は先月だったと思いますが、県立一関第一高等学校の生徒と話をしたときに、一関市のIターンのホームページがおかしいのではないかという話があり、何でと聞いたら、Iターンのホームページの名前があばいん一関というのです。商工労働観光部長は一関市出身だから、あばいんというのは分かると思いますが、一緒に行くべとか、あべということなのだけれども、それがIターンのホームページの名前なのです。Uターンだったら一関市の人があばいん、戻るかなみたいなのでいいのだけれども、全く一関市に縁もゆかりもない人があばいん一関と言われても、何のホームページだか分からないということを指摘されました。

それで、あばいん一関を見ていくと、一関市のいいことはここですよという紹介のボタンがあるのです。このボタンを押していくとただいま改修作業中、一関市の移住レポートもただいま改修作業中となるのです。一関市の魅力を発信するあばいん一関が全部改修中となっていて、これもおかしいのではないかと高校生に言われました。岩手県もおでんせ岩手ですよね。ということで、そんなこともあるので、誰を見てほしいのか、誰に響いてほしいのかということで、IターンとUターンではやはり戦略が違うと思うのです。そんなことも含めて取り組んでいただきたいということあります。高校生から教えていただきました。

それから、商工労働観光部における企業への自死対策の取り組みということで、私は一

般質問でも質問したのですが、岩手県の自死は若い世代、働いている方の自殺が多い、それから特に男性が多いということありました。自死予防というと保健福祉部が所管になるのですけれども、今後商工労働観光部として自死予防をやっていくべきだと思っていますが、今まで商工労働観光部として自死予防、それから保健福祉部との連携状況についてお伺いしたいと思います。

○菅原労働課長 まず、商工労働観光部としての自死予防に対する取り組みについて御説明いたします。

1点目でございますが、いわて働き方改革の推進運動の参加事業者やシゴトバクラシバいわての登録事業者、登録企業延べ2,000社を超える事業所に対して、私たちは電子の広報紙でいわて労働NEWSというのをやっているのですけれども、それを通じて、年4回程度、これまで28号発行しているのですが、過労死等防止対策や労働相談に対する取り組みの周知啓発を行っています。

2点目ですけれども、11月に国で過労死等防止啓発月間というのがあるのですが、それに係るシンポジウム、また過重労働解消キャンペーン、そういうことにつきまして県内の各振興局を通じてリーフレット等を配布し、民間企業、労働者等へ周知しているところです。

また、働き方改革に係る各事業を通じまして、県内企業における労働環境の整備や処遇改善の取り組みを支援しております。例えはいわて働き方改革AWARDで健康経営を推進している取り組みなどを表彰しまして、県内企業に対して普及啓発を行うなど、自死予防につながるような取り組みをしているところです。

続きまして、保健福祉部との連携でございます。こちらにつきましては、県では御案内のとおり岩手県自殺対策推進協議会があります。そこには当部も、具体的には定住推進・雇用労働室ですが、委員として参画して、アクションプランに基づき各部局と連携して取り組みを進めているところです。

また、今年度、保健福祉部が主催したメンタルヘルス推進セミナーがありますけれども、その周知啓発におきまして、先ほど申し上げました働き方改革推進運動に参画する1,000を超える事業所に対しまして直接周知を行ったほか、地域福祉課で行っている健康経営に係る健康経営認定事業所の募集を連携して行うなど、部局間で連携して周知啓発を行っております。

また、各広域振興局に労働相談窓口があるのですけれども、そこでは仕事に関わる悩みなどの相談対応を行っておりますので、そういう案件があれば相談に対応しているところです。労働相談を受ける中で、深刻なケースにつきましては産業保健相談窓口につなぐなど、メンタルヘルス不調などに対して関係機関と連携して取り組んでいるところです。

○神崎浩之委員 私がやっている自死遺族会は、やはりブラック企業で働いていた息子さん、弟さん、そういう方たちが多いので、何とかお願いします。

最後に、トランプ大統領が発している輸入関税引き上げの本県への影響ということで質

疑通告しておりました。県内で製造されている自動車、それから部品等のアメリカへの輸出状況についてはどうなっているのか、本県における影響についてお伺いしたいと思います。

○高橋特命参事兼自動車産業振興課長 まず、自動車、自動車部品のアメリカへの輸出状況ですが、トヨタ自動車東日本株式会社で生産している車両につきましては、現在アメリカへの輸出はないと承知しております。また、県内で生産されている自動車部品でございますが、最終的には宮城大衡工場を含むトヨタ自動車東日本株式会社で生産される車両向けのものがほとんどと思われ、部品そのものが直接アメリカに輸出されるということは想定しにくいと考えております。

2点目の本県への影響についてです。県内で生産された車両、部品につきましては、先ほど御答弁したとおり、直接的な影響はほとんどないと思われます。本県で生産された自動車部品が搭載された製品が最終的にアメリカに輸出されるというケースも含めまして、今回の関税が引き上げられた場合に日本車全体の需要が減少するなどに伴う減産も含めて間接的な影響が生じる可能性はあると考えております。現在日本政府が適用除外を求める動きをしているのと、まだ流動的な要素もありますので、今後の動向について注視しながら、関連が見込まれる企業へのヒアリングなども含めて情報収集してまいりたいと考えます。

○工藤剛委員 昨年の12月の常任委員会でも質問させていただきましたが、それに続きまして2点質問させていただきます。

一つは、物価高騰対策賃上げ支援金の活用についてです。昨日の齊藤信議員の一般質問の答弁の中でも、前回第1弾の状況としては2,889社で2万313人、そして10億1,000万円程度の利用があったという答弁でした。また今回、2月25日現在で102社の1,931人の申込みがあるという答弁でした。今回神崎浩之委員の一般質問の中でも少し触れられていたと思うのですが、いわゆる60円アップというところで、最低賃金が59円上げても1円足りないため支援対象にならないというのはどうなのかという話は、私の周りの業者の方からも指摘されました。これに関しては、まず指摘がありましたということだけ申し上げますが、私がお願いというか、問題視しているのは、この60円アップという基準が前回質問させてもらったときの答弁では、最低賃金から60円上がっているというのではなくて、前月の給料から60円上げた企業に対してということで、実際既に企業努力で最低賃金から20円なり30円なり上げているところが今回59円上がったといっても、その差額を上げたところは対象にならないわけですよね。さらに30円ほどアップしなければ対象にならないというところで、その辺でやはり使い勝手が悪いという業者からの話もあるということで、今回もう一度指摘させてもらいます。要は、前回、やはり予算の枠が決まっているので、最低限まず最低賃金を上げた業者を優先するというような答弁でしたけれども、例えば既に30円ぐらい上げていたところが今回30円上げて、上限60円まで上げると6万円なわけですが、6万円ではなくても、30円アップしたら3万円は補助でき

るとか、そういう使い勝手がいいような施策というか、要件設定はできないのか、その辺はどうでしょうか。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 令和6年12月臨時会の際に、その要件の話、さまざま御意見いただきました。少し整理しておきたいのですけれども、例えば今回の最低賃金の引き上げを踏まえて、仮に最低賃金ぎりぎりで実施していた事業者が59円上げましたでは対象になりませんというわけではなく、1回59円上げて、今回県が60円という数字を出しましたので、ならばもう1円上げましょうと2段階で上げた事業者も支給対象になります。そのことを12月臨時会ではなかなか伝え切れていたという部分がありますので、もちろん前回上げた分を以前の支援金で申請されていたら、それは違いますけれども、そういう取り扱いをしていることは前提として私からお答えさせていただきます。

○工藤剛委員 そこはわかりました。1円の差額ではなくて、既にというのは、私の頭の中にあるのは2年、3年前ですか、岩手県の最低賃金が最低だった年、岩手県議会でも、全国ワースト1位の最低賃金はどうなのだとという質問が多くの議員から出たときの答弁が、結果的には、要は最低賃金の数字だけ見ると、その年は全国でワースト1位だけれども、県内企業の努力で、多くの企業はもう最低賃金以上払っていますというような答弁でした。ですから、そんなにワースト1位というのがとにかくあまり深刻というか、数字ほどではないというような答弁だったと記憶しているのですが、ということは最低賃金以上に企業が多く払っているというのは既に当局では認識しているわけですね。今回そういう企業が使いにくいというか、そういう状況だというのを御理解いただきたいのですが、その辺に関してはいかがですか。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 物価高騰対策賃上げ支援金の考え方ですけれども、我々も認識として共有しているのは、最低賃金の引き上げにあわせて最低賃金ぎりぎりのところを支援していくという、そういう前提ではなく、もちろんそういうこともありますけれども、それだけではなくて、例えば最低賃金が59円引き上げられるというときに、既に最低賃金よりも高い賃金を払っている企業がどういう動きをするかというと、ぎりぎりの面で見ていくと、最低賃金よりも少し上でやっていたところは、ではまた最低賃金をクリアすればいいから、20円でうちはクリアするな、20円でいいよねとか、そういう考え方を是とするのではなくて、全体として底上げをしていくということを目指して、それで賃金水準を上げていきたいということでございます。もちろん40円上げた企業も支援する、20円上げた企業も支援するという形が取れれば一番いいのですけれども、そこはやはり限られた財源を有効に使いたいということもありますので、最低賃金というのはどの企業も見ると思いますが、そこを上回るような、あるいは最低59円上げなければいけないということになりますので、そこを上回るような企業を支援していくたいというのが我々のもう一つの思いです。そういう困っているぎりぎりのところを支援する、それはやはりさらに上を目指していきたいという思いでやっているものでございます

す。

○工藤剛委員 ちょっとかみ合わないところがあると思うのですが、では今回1社50人分に利用できる人数を引き上げたということですが、それに関して、第1弾は20人でした。今回第1弾より30人上乗せした理由、その根拠をお聞きします。

○菅原労働課長 今回上限を50人にした根拠ですけれども、前回はボリュームゾーンが、従業員の多い規模が統計で10人から19人のゾーンであったことから上限20人と設定したのですけれども、今回は支給実績で50人規模までの事業所が全体の87%を占めたことから、上限を50人まで引き上げたというところです。

○工藤剛委員 例えば今県が出している資料の中で、企業別で、従業員数1人から19人までの企業は全体で、令和3年度でいきますと4万8,769社で、その上の20人から49人までだと約3,000、4,000社ぐらいなのです。従業員数でいきますと、1人から19人までですと22万8,511人に対しまして20人から50人までの間の従業員数は11万6,372人と、約半分なのです。私が言いたいのは、困っている人に支援をしたいというのは、それは当局もそういう考え方だと思うのですけれども、要はその50人という部分で、盛岡市、北上市、花巻市とか、いわゆる10万人都市の部分で考えると従業員50人という企業は本当にあまり大きくなき部分があるのですけれども、逆に市でも5万人以下の市ですとか、ましてや町村となってくると、本当に100人以上抱えている企業といったらもう指で数えられるぐらいですし、50人以上の企業でも、都市部の中でも大きいほうの企業になると思うのです。

そういうところを考えたときに、やはり10人以下とか20人以下という人たちが大変な思いをして今賃上げに向き合っているというのをもう少し分かってほしいという部分があるのです。というのは、例えば私の周りには割と少ない人数、10人以下とか、5人ぐらいとか3人とかでやっている企業ほど1人、2人抜けられるともう会社が成り立たないので、社長が自分の給料を切ってでも最低賃金よりも少し高めに給料を払って残ってもらっているという、小さい規模の事業者ほど努力して頑張っているところがある。本来はそういうところに支援の手を伸べるべきだろうと思っての今までの質問なのです。基本的には、私は県が独自でやった第1弾もこの第2弾も本当にありがたいと思って大賛成なのですけれども、もう少し、もっと小さいというか、零細企業の人たちも頑張っている事業者があって、地方に行けば行くほどそういう事業者が多いというのを御理解いただいて、第3弾があるかどうかは分からないですけれども、次にもし何か支援するようなときがあれば、今言ったような方々にも利用しやすいように、既に小さい事業者ほど最低賃金以上に頑張っている事業者も多いということを御理解いただきたいということです。

次の質問に行きます。これは質問というよりお願いになるのですが、昨年も言いましたが、今岩手山は入山規制がかかっていまして、そして樹海ラインが完全通行止めになっているということで、実質この冬期間は、樹海ラインも岩手山も、入山規制とか通行止め関係なく閉鎖されます。今の時点では影響もそれほどないと思うのですが、雪解け後のイベ

ントというのはどうなるのかと心配していまして、特に連休明けになってくると、いわゆるドラゴンアイが一番の最盛期になってきます。アスピーテラインがあるということで、道は1本はあるのですが、去年まだ樹海ラインが通行止めになる前でも、3時間ぐらい待ったという話もあって、渋滞もかなり起こっています。今回はそれが1本になるということで、それに対して、もう分かっていることですから、何か対策できないかという部分のお願いです。

渋滞していて、最終的には大変だったから二度と来ないではなくて、確かに大変だったけれども面白かったよねと、そういうふうに思えるような施策をお願いします。今までではウエルカム、ウエルカムでよかったのだけれども、来た人に満足してもらえるような打って出るようなものを何とか八幡平市も含めた周りの市町村と観光協会も含めた施策を、県も協力してやってほしいというところですが、観光・プロモーション室長、お願いします。

○高橋観光・プロモーション室長　樹海ラインの通行止めの解除、そしてまた岩手山の入山規制の解除、また、雪解け後の規制に関してですが、県におきましては盛岡広域振興局と一緒にになって樹海ラインの通行止めによる影響を受けている観光事業者を支援するために、八幡平市、そしてまた八幡平市観光協会と連携しながら、八幡平市が行う誘客周遊促進に向けた取り組みについて支援する方向で検討を進めているところです。また岩手山の入山規制に関しては、県民、そしてまた観光客の生命、財産の安全確保が最優先されるということですけれども、岩手山の火山活動に関する検討会の議論も注視しながら、岩手県での観光を安心して楽しんでいただけるような県の観光ポータルサイトを通じて正確な情報の発信を続けていきたいと考えています。

そしてまた、アスピーテラインは、ドラゴンアイが開眼するときは非常に渋滞しますので、その際には八幡平市観光協会からエージェントに対して、なるべく土日ではなくて、平日に来るように促しています。これは国内だけではなく海外のエージェントにもそういったお話をさせていただいていると確認しておりますので、そういう対応を一緒になって考えていきたいと思っております。

○工藤剛委員　よろしくお願いします。そして、とにかく今心配なのは、日本国民もうですけれども、世界の人にも、岩手山が危ないというような話が広がると、もう岩手県にその後も来てくれないという心配があります。地元であればこそ、全然普通に生活はしていますよ、ただ山に登れないだけですということですけれども、そういった過剰な風評被害が起きないよう、正しい情報をもっと多く出せるような取り組みをまずしていただきたいということ。それから、やはり車の中で渋滞に巻き込まれると、皆さん一番大変なのはトイレです。幸い樹海ラインと違ってアスピーテラインは待避所というか、車が止まる場所が結構ありますので、そういうところで臨時に仮設のトイレを用意するなど、いろいろやれることはとにかくやっていただきたいと思います。

あとは、下のほうで時間潰しができるような何かイベントを開くとか、例えばホテルと

か民宿でバーベキューをやってくれとか、何かその辺、先ほども言いましたけれども、もう大変で来年は来ないではなくて、何か面白かったなというような取り組みを周りの市町村と取り組んでいただきたいなとお願いしまして、終わります。

○田中辰也委員 私からは1点、県北地域への産業技術短期大学校の新設の検討状況につきましてお尋ねいたします。

何回か質問させていただいているところでけれども、地域の期待が非常に大きくて、各協会の皆さんも本当に注目しています。その中で、さまざまな声が出ているわけですが、やはり単なる職業訓練施設ではなくて、新たな産業育成、それから起業につながるような施設を検討してほしいなということです。そこにこういうことを学びたいと人が集まって、地元に定着して、さまざまな事業展開ができるような、そして、新たな産業の掘り起こしにつながるような施設に来てもらいたいという意見なわけですが、現状の検討状況、それから今後の方向性について伺います。

○菅原労働課長 まず、令和6年度の取り組みといたしましては、現在設置しています職業能力開発施設あり方検討ワーキンググループを3回開催したところです。県北地域にはやはりさまざまな地域産業があります。そして、新しい産業の動きもございます。現段階では、全国的な人口減少の中で産業人材の確保が課題となっていることから、県北地域も含めて県全体で産業人材をどのように育成、確保していくかという観点で、まずは今検討を進めているところです。その状況をきちんと捉えて、地域や企業の職業能力開発施設に対するニーズも丁寧に聞いていきながら進めていきたいと考えているところです。

また、今後岩手県立職業能力開発施設再編整備計画の策定委員会を設置して、その中でさらに検討を進めることができるように取り組んでいきたいと考えているところです。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 ただいま労働課長が答弁したとおりですけれども、若干スケジュールが遅れていると思っており、御迷惑をおかけしております。内部で検討していく中で、前提に考えなければいけないのは、子供たちが減ってきてている中で、定員などを考えるときに、きちんとニーズがある学科を設立したいということです。そういう意味で、田中辰也委員がおっしゃっているような、将来に向かって若い人たちがこういうことをやってみたいと思うような学科が必要なのではないかということは内々感じております。ただ、やはり地場の育成も大事ですし、さまざまな意見があると思いますので、そういうものを広く聞きながら整理していきたいと思います。やはり大事なのは再編整備して、すぐに募集者が少なくなるようなものではなくて、きちんとニーズを踏まえた、特に若い人たちのニーズを踏まえた学科をつくっていきたいと思っております。

○田中辰也委員 ありがとうございます。やはり検討段階、これが一番大事だと思います。先ほどからもいろんな議論があるけれども、どういう人が何を学びたいかというところ、そこをしっかりと掘り下げてやっていかないと、地域にある企業、産業のためにこういうことをやるのだと進めていても、産業構造というのは変わっていくものですから、どういう人がどういうことを学びたいかということが大事だと思います。今県でも国でも取

り組んでいるわけですが、さまざまデジタル化、農林水産業においてもデジタル化を進めているわけですよね。いろいろなシステムなりなんなりを開発する業者が全部外に出ていく。それがエリア内できちっと開発をしながら、エリア内で消費していく形になっていくようになれば、それは県全体の産業としてもすごくプラスになってくるわけです。そういうこれから新しいデジタルであったり、A Iを使った産業構造であったり、これから岩手県に必要なこと、それから若い人たちがどういうものに興味、関心を持っていくのかということも踏まえて、ただ単なる今ある企業に向けての職業訓練ではなくて、そういう構成でしっかりと検討を進めていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 私が先ほど答弁したこととある程度共通するところがあると感じております。田中辰也委員からの御意見を踏まえてよい形の計画として、最初は素案という形になると思いますが、お示しできるように急いでまいりたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○上澤県土整備部長 今般の大船渡市における林野火災に關係して、県土整備部の対応状況について説明させていただきます。

住宅確保の關係でございます。まず、県営住宅についてですけれども、気仙地区内の県営住宅の中で速やかに提供できる 16 戸について受け入れ態勢を整えるとともに、県営住宅において被災世帯の受け入れ可能戸数の確保に向けた調整を開始しております。

そして、次に仮設住宅の關係でございますが、建設型応急仮設住宅の整備について、協定を締結している建設関係団体との調整を始めたところでございます。

○白澤勉委員長 ただいま今般の大船渡市林野火災発生に伴う住宅確保に向けた対応状況について御報告がありましたら、最後にこの際がありますので、質疑を行いたい委員がいらっしゃる場合は、別途この際で質疑を行うよう御協力をお願いします。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち、県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、第 3 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち、県土整備部関係、第

8款土木費、第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加、2変更中4から11まで、議案第87号令和6年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第91号令和6年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号令和6年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第99号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求ることについて及び、議案第100号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求ることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 それでは初めに、議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）中、県土整備部関係予算について説明いたします。

議案（その3）の23ページをごらんください。当部関係の補正予算は、事業費確定に伴う所要の整備などによるものであり、表中、中ほど6款農林水産業費、3項農地費のうち470万1,000円の減額、24ページに参りまして、8款土木費は1億4,969万円の増額、25ページ、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は38億309万5,000円の減額、同ページ中段13款諸支出金、2項公営企業負担金のうち1,024万4,000円の減額、これら合わせて36億6,835万円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の170ページをごらんください。6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費のうち、当部関係は次のページ、171ページ、説明欄、県土整備部の下、農業集落排水事業費補助であり、本年度の執行見込みを踏まえ、減額しようとするものであります。

少し飛びまして、190ページでございます。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費、下段説明欄1行目、道路環境改善事業費は、舗装補修等に要する経費について国庫支出金の内示及び本年度の執行見込みを踏まえ、次の除雪費は年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費についてそれぞれ増額しようとするものであります。

193ページに参りまして、3項河川海岸費、2目河川改良費、説明欄一番下の基幹河川改修事業費は、大規模な河川改修等に要する経費について、国庫内示及び執行見込みを踏まえ、増額しようとするものであります。

198ページに参りまして、5項都市計画費、2目街路事業費、下段説明欄2行目、都市計画道路整備事業費は、都市計画に基づく都市計画道路の整備に要する経費について国庫内示及び執行見込みを踏まえ増額しようとするものであります。

少し飛びまして、229ページでございます。11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、説明欄2行目、河川等災害復旧事業費は、公共土木施設の災

害復旧に要する経費について、災害査定及び執行見込みを踏まえ、減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。恐れ入ります、議案（その3）にお戻りいただきまして、27ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正のうち、当部関係は29ページ、6款農林水産業費、3項農地費のうち、一番下の農業集落排水事業費補助と、30ページ一番上、下水道事業債償還基金費補助の2事業3,995万4,000円、続いて32ページ、8款土木費、1項土木管理費、地域づくり緊急改善事業から35ページ、6項住宅費、いわてZEHプラス住宅等普及促進までの46事業195億7,122万9,000円、続いて同ページ下段から36ページにかけて、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業と港湾災害復旧事業の2事業38億8,760万3,000円、これら合算で234億9,878万6,000円であります。これらは、計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を定めようとするものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。37ページをごらんください。第3表債務負担行為補正のうち、当部関係の追加は、1空港整備事業から10港湾快適環境推進事業までの10件であり、令和7年4月1日の業務開始を要する施設管理業務等について、令和6年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

38ページに参りまして、2変更のうち、4空港管理運営から39ページ、11河川等災害復旧事業までの8件は、いずれも令和6年度から翌年度以降にわたっての工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、特別会計2件について説明いたします。58ページをごらんください。議案第87号令和6年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）でありますが、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3万5,000円としようするものであります。

59ページ、表の歳入中、1款財産収入、1項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴い、増額しようとするものであります。

60ページ、歳出中、1款管理事務費、1項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴い、増額しようとするものであります。

続いて、71ページをごらんください。議案第91号令和6年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）でありますが、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,284万4,000円としようするものであります。

72ページ、表の歳入中、3款繰入金、1項一般会計繰入金は、使用料が見込みを下回ったこと及び事業費の確定に伴い、増額しようとするものであります。

73 ページ、歳出中、1款事業費、1項港湾施設整備費は、前年度の繰越金の増額に伴い、一般会計への繰出金を増額しようとするものであります。

74 ページ、第2表繰越明許費は、1款事業費、1項港湾施設整備費の1事業 1,631 万3,000 円を翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を定めようとするものであります。

75 ページ、第3表債務負担行為は、港湾管理について、令和7年4月1日の業務開始を要する業務について、令和6年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、企業会計1件について説明いたします。86 ページをごらんください。議案第95号令和6年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第2号）でありますが、第3条収益的収入及び支出について、恐れ入ります、予算に関する説明書により説明いたしますので、419 ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、収入は1款下水道事業収益、1項営業収益の減、2項営業外収益の増などにより、下段の収入計は886万6,000円の減額、88億5,141万7,000円となるのに対しまして、420 ページ、支出では1款下水道事業費用、1項営業費用の2目ポンプ場費の電気料金の増などにより、下段の支出計1億5,919万3,000円の増額の89億9,162万2,000円となりまして、補正後の差引きにより1億4,020万5,000円の経常損失を見込むものであります。

恐れ入りますが、議案（その3）の86 ページにお戻りいただきまして、第4条資本的収入及び支出について、87 ページ、収入は第1款第3項補助金の減などにより4億2,050万8,000円を減額し、14億6,304万2,000円、支出は第1款第1項建設費の減などにより3億8,282万8,000円減額し、24億225万9,000円としようとするものであります。

第5条債務負担行為の変更は、都南浄化センター汚泥処理棟建設附帯設備更新工事ほかについて限度額を変更しようとするものであります。

最後に、負担議案2件について説明いたします。94 ページをごらんください。議案第99号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求ることについてであります。これは経費の額の変更に伴い、令和6年3月22日及び令和6年12月23日に議決をいただいた受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

96 ページをごらんください。議案第100号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求ることについてであります。これは経費の額の変更に伴い、令和6年3月22日に議決をいただいた受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○臼澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臼澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 102 号二級河川気仙川筋新昭和橋（仮称）上部工工事の請負契約の締結に
関し議決を求ることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その 4）の 6 ページをごらん願います。議案第 102 号二
級河川気仙川筋新昭和橋（仮称）上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求ることに
ついてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料二級河川気仙川筋新昭和橋（仮称）上部工工事の概
要により説明させていただきます。資料の 1 ページをごらん願います。

- 1、工事名及び 2、工事場所は記載のとおりです。
- 3、契約金額は 6 億 2,381 万円で、請負率は 91.84%。
- 4、請負者は川田建設株式会社・株式会社平野組特定共同企業体であります。
- 5、工事概要ですが、本工事は河川改修工事に伴い町道役場前線の新昭和橋（仮称）の
上部工を製作、架設する工事でございます。
- 6、工期は 492 日間で、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の債務負担行為で行う
ものです。

2 ページに入札結果説明書、3 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略さ
せていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 この橋は、住田町役場の前をぱっと突っ切ってあったのですよね、狭
い橋が。今まで仮橋みたいなもので通行していました。それで、今回河川改修工事に伴い
工事をするということなのですけれども、そもそも気仙川というのはやはり氾濫してい
て、それでダムをつくる予定だったのだけれども、東日本大震災津波に伴い河口のほうを
整備したので、ダムはもういいのだということになって、河川改修を進めていて水害を
防止しますという流れだったと思います。そういう流れの中での河川改修工事にするとい
うことでいいのかなということと、地元の人はやはり河川の氾濫が心配だということもあ
るのですが、どういう河川改修が行われて、今回この工事にたどり着いたのかというのを
教えていただきたいと思います。

○馬場河川課総括課長 河川改修事業の経緯は、神崎浩之委員御指摘のとおりです。気仙川につきましては、陸前高田市から住田町まで流下能力が低いところがありまして、過去に浸水被害が生じております。現在は河川改修で治水安全度を高めるということにしております。現在陸前高田市の工区、それから住田町の工区でそれぞれ河道掘削や築堤を行っております。その中で、住田町の市街地の昭和橋の流下能力が低い、また橋脚がかなり多いということで、流木の閉塞のおそれもあるということで、河川改修による川幅の拡幅とあわせて橋梁の架け替え、また橋梁を少し高くするというようなことを行うということで実施しております。

○神崎浩之委員 これで河川改修は終わりではないわけですよね、水害対策というの。ということで、まだ河川改修途上ということでいいですね。

○馬場河川課総括課長 はい。

○神崎浩之委員 恐らくこれだけ大きな橋になるので、これは本当に市街地の一番の銀座通りですよね。ということで、交通安全対策とか、そんなことも言われているのですけれども、その辺については夜間の工事も含めてどういう安全対策を取られているのかお伺いします。

それから、資料1ページの上部工断面図で、ピンクの部分の断面図の右側のほうが橋脚が塞がっているような感じに見えるのです。このピンクのエリアが。左側のほうは短いのですけれども、右側のほうに行って、ひし形ではないけれども、こここのところがピンクで埋まっているのですけれども、これはこういう設計なのですか。水害対策、流木が引っかかるとか、そういうことで、なるべく橋脚を簡素にすると言うのは変な言い方だけれども、そういう工事を今までやっていましたけれども、これについて説明願います。

○馬場河川課総括課長 まず、工事中の安全対策についてです。

先ほど神崎浩之委員御指摘のとおり、交通の機能を確保するという意味で仮橋を下流側に設けております。そちらについては、供用開始しており、これまで数年利用していただいております。引き続き安全対策を施しながら仮橋の利用、それから工事現場の安全対策を確保してまいります。

それからもう一つ、上部工工事の概要の1ページ目の右下の上部工断面図についてです。この桁の高さにつきましては、薄いところと厚いところがこの左下の側面図のようございまして、その厚いところと薄いところ両方を左右に分けて表しているもので、横断面等は同じ、上下流側同じ厚さになりますが、橋台に近いところは薄く、橋脚に近いところは少し厚くなるような構造になっております。

○神崎浩之委員 わかりました。先ほども言ったように、ここはメインの通りなのですから、この前後の道路というか、西側というのか、役場側は道路が広いですけれども、街側は道路が細いですよね。立派な橋ができるのですけれども、この道路はそのままなのでしょうか。これは町の話かもしれませんけれども、参考までに交通安全を含めて、立派な橋ができるのだけれども、心配だと思っているので、この辺の経過について教

えてください。

○馬場河川課総括課長 橋梁については、従前約4メートルの幅だったものを今回7メートルに拡幅するという計画にしております。

それから、取付け道路につきましては、橋の架け替えに伴う影響の部分は今回の改修工事ですりつけ等を行うわけですが、それ以上のところは今回の改修事業では手はつけないこととしておりますので、町道の管理者である住田町で検討していくことになると思っております。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第103号外水沢地区砂防堰堤築造工事の請負契約の締結に関し議決を求ることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○君成田砂防災害課総括課長 議案（その4）の7ページをごらん願います。議案第103号外水沢地区砂防堰堤築造工事の請負契約の締結に関し議決を求ることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては資料、外水沢地区砂防堰堤築造工事の概要により説明させていただきます。資料の1ページをごらん願います。

- 1、工事名及び2、工事場所は、記載のとおりです。
 - 3、契約金額は5億1,785万8,000円で、請負率は91.85%。
 - 4、請負者は、株式会社遠忠であります。
 - 5、工事概要ですが、本工事は、岩手山噴火による降灰の堆積が起因となり降雨時に土石流が発生しやすい環境となることから、砂防堰堤を整備するものです。
 - 6、工期は955日間で、令和6年度から令和9年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。
- 2ページに入札結果説明書、3ページ以降に入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。
- 以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○臼澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臼澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臼澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臼澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 先ほどの大船渡市林野火災の対応について、臼澤勉委員長から発言を許されたので、確認していきたいと思います。

まず、今回急遽ですけれども、県土整備部長から県土整備部の対応ということで自ら進んでやっていただいたということに、非常に感謝しております。

そこで、私は住宅について、被災された方がどこに住むか、どうするのかというのと、場所はどこに住むのかというのが非常に心配なのです、小学生などがいる家庭のことも含めて。それで、私もおとといの夜からいろいろな関係機関とやりとりしていて、今回は津波と違って車で荷物を積んで避難したと。前は津波だったので、ばつと着のみ着のままで逃げたので、車も荷物も持たなかつたのですけれども、今回は車で荷物をいっぱい持って避難所に行って、車を止めるところがないことだとか、いっぱい荷物を持ってきたということが前回の避難と違うという話をされたりしました。それで子供たちがこれからどうなっていくのかということで、もう3月なので入試がありますよね、高校入試も。それから、卒業式から入学式もあるのだというふうなことで、昨日教育長とも情報交換をいろいろしたのですけれども、いま現在小学校の体育館、中学校の体育館と一部校舎にも避難していると。これは学校の再開に向けてどうするのだろうということがあって、実際今どこに避難されているかというのも結構流動的で、避難所が五つになったり、四つになったり、七つにふえたりして、いろいろと避難所も大きく変わっているということがあるようです。今後の対応として、例えば仮設住宅をつくりますよね。それから、災害公営住宅が余っているのかどうかというのもあって、先ほど県営アパートについては報告があったのですけれども、大船渡市の災害公営住宅が今空いているのかどうかというのを、それがまず一つ目の質問。

それから、仮設住宅を建てるときに、校庭に建てると学校が再開しても運動場が使えないということもある。多分これは長期になりますよね。火事になって、家をどこに建てる

かということもあって。一回建ててしまったら、結構長い時間グラウンドを使うのだろうなという心配があったり、では空いている県営アパートだったり、災害公営住宅に入ったとしても、今度は火災があった場所は市内から結構距離がありますよね。そうしたときに、小学生とか中学生が通えるのかというような、年度末も含めて、そんなことを情報交換しながら話していたのですけれども、実際に先ほど言ったとおり災害公営住宅はどうなのかということと、あとは近場に例えれば仮設住宅を建てるような地理的状況にもないと思い、少し心配だなと思うのですが、その点についてまずお話しいただきたいと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 大船渡市林野火災に関する県土整備部の住宅関係について御質問いただきました。

まず、災害公営住宅なのですが、実は全体的に空き家自体は生じている状況でして、先ほど冒頭に部長が御説明しましたが、数的には16戸なのですけれども、取りあえず16戸はすぐに入れそうだというので、まず近いところを確保して、あともう少し広域で気仙地区あるいは釜石市とか、取りあえず空き家自体はある程度あるのですが、すぐに入れるかどうかを至急確認している状況です。まずは、空いている公営住宅を確保していこうということで動いております。次に、仮設住宅も、大船渡市も本当にいろいろお忙しくて、見通せないことが多く、我々も確認で動いてはいるのですが、仮設住宅もつくる方向で準備を進めようと大船渡市と内々の調整しているところです。場所についても、ある程度我々も打診しながら、目星をつけながら、冒頭に説明いたしました協定を結んでいる建設関係団体と調整も始めていまして、ある程度この辺りで、これぐらいの数で建てるるとするとどれくらいかかりそうか、そういった調整を始めているというところです。場所についてはまだ申し上げられませんが、災害公営住宅は広域になんでも確保したいと考えており、また仮設住宅はなるべく近いところに建てられればいいと、我々もいろいろ想定しながら動いているところです。少し仮定の話が多いのですが、今はそういう状況であります。

○神崎浩之委員 ありがとうございました。一つ確認なのだけれども、先ほど県営住宅、アパートというのは、災害公営住宅含めてでいいのですね。意外と空いていないのだなと思いながら聞きました。

あと、避難所に避難している人数というのが出ているのですけれども、これも聞いたら、先ほど言ったように車で避難している方が多いので、車中泊も多いのだそうです。ですから、避難所にいる人数よりも実際に避難されている方は多いかもしれないということだったので、少し頭に入れておいていただきたいということあります。

いずれいろいろ聞きたいこともあるのですけれども、どこの場所でもいいというわけではないので、小学生、中学生が通える場所に仮設住宅なり何か建てられるかどうかというふうなことが一つですし、あとはテレビで見ても一帯が全部焼けていて、単純に、ではまたそこに家を建てっぺということになるのかどうか。インフラの関係もあるでしょうし、そんなことも心配なので、いろんな情報があると思いますけれども、大船渡市と連携しながら、避難者に寄り添った対応していただきたいと思います。終わります。

○工藤剛委員 私からは、このたび見直しがあります来年度からの総合評価落札方式について質問させていただきます。試験的といいますか、チャレンジ型ということで、来年度から変わりまして、大きなところは土木系と土木系以外というふうに分かれて入札になるとお聞きしていますが、その分け方はどういう根拠でそういう分け方になったのかということと、具体的な業種でいくと土木系は大体予想つくのですが、土木系以外という部分、主なところでいいですが、どういった業種が入るか、まずお聞きいたします。

○田家技術企画指導課長 今回の総合評価落札方式の改正なのですけれども、これまでの入札結果の状況や令和5年3月策定のいわて建設業振興プラン2023のほか、関係団体等からの要望及び意見交換会での意見、県内13地区で実施した建設業地域懇談会における意見を踏まえて改正案を策定したというところです。

改正前は、工事種別にかかわらず、一般工事用、災害復旧工事用、海上・海中工事用及びこれらの各ICT活用工事の6区分で評価項目と配点を設定していましたけれども、一般工事用の評価項目のうち地域精通度等で災害活動での実績と、それから無償奉仕活動の実績、維持修繕業務等の実績は主に道路、河川等の公共土木施設における活動を評価しているため、土木系工事を主とする業者が実績をつくりやすく、土木系以外の工事の入札時にも有利な状況が見られたというところでした。このため、土木系以外の工事を主とする業者が対等な立場で評価を受けるということが肝要でありまして、入札時の公平性を確保するため、今回の土木系と土木系以外に分ける改正を行ったというところです。

そして、土木系と土木系以外の区分というところです。こちらの区分は、県営建設工事の工事種別で分けておりまして、土木系は土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、のり面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事、標識設置工事の9工種が該当します。工種的には土木一式工事とか、土工、それから舗装を扱うような業種としております。土木系以外につきましては、10工種ありますけれども、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事等が該当するというところです。

○工藤剛委員 ありがとうございます。建設関連業者は多種多様といいますか、すごくあるのも分かっておりますけれども、大体大きく分けて、いわゆる建築屋といいますか、建築専門の方というのは工務店も含めて割と多いのですが、土木をやっている方は、えてして土木と一緒に建築もやっていらっしゃる方が多いという認識なのです。

一つ確認したいのが、土木工事であればもちろん土木の人たちが入って、建築の人は入ってこないのでしょうけれども、建築工事の入札で土木も一緒にやっている業者というのは入ってくるわけですよね。ちょっとそこを一回確認したいのですが。

○田家技術企画指導課長 建築工事について参入する業者ということですけれども、建築をやっている業者の中では土木の資格を持っている業者もあります。ですので建築工事であっても、建築資格を持っていて、土木資格も持っているケースがありまして、そうしますと建築工事をやっていても土木資格を持っている業者さんも参加するということはあ

ります。

○工藤剛委員 それで、総合評価で点数で表すときに、建築工事の入札では、結果的に土木建築として建築に参加、入札に参加する人というのは、土木部分の評価点というのも加算されるわけですか。あくまでも建築業者としての総合評価点というか、その辺はどういった仕組みになるのですか。

○田家技術企画指導課長 総合評価で評価を受ける際は、その業者が持っている企業の施工能力や配置予定技術者の要件、地域精通度で持っている点数を反映するわけなのですけれども、地域精通度のうち災害活動の実績や無償奉仕活動の実績、それから維持修繕業務等の実績につきましては、土木資格を持っている業者は比較的そういう実績が多いということで、評価したときには有利になるケースがあります。

○工藤剛委員 もう一回、そのことを確認しますけれども、要は今まで一緒だったので、土木系の資格を持っていた人が建築の総合評価点は有利になるので、今回は分けて、その地域精通度ですと、災害活動の実績や無償活動の実績というは建築では入らないので、土木資格を持っている人たちが来ても、その部分は加算されないので、同じ土俵ですよということでいいのですよね。

○田家技術企画指導課長 そのとおりです。

○工藤剛委員 ありがとうございます。それで、土木系と土木系以外のところで、いろいろ話を聞く部分でおのの違うのですが、土木系を主にやっている人たちからは、地域点というのですか、地元点、結局災害復旧工事は別といたしまして、年々公共工事が減っているという部分で、せめて地元とか地域に精通している業者が有利に取れるようにしてほしいという御意見をいただきました。いわゆる地域内拠点というのですか、地域点というのですか、その割合をもう少し上げていただけないでしょうかという御意見もあるのですが、そういう考え方に対してはいかがですか。

○田家技術企画指導課長 地域精通度等の地域内拠点についてということでございます。総合評価落札方式では、評価項目Aとしまして企業の施工能力、配置予定技術者の要件、地域精通度等の3項目で評価しております、地域内拠点の有無については地域内精通度の項目の中に含まれているところです。

具体的な配点ですが、工事箇所の市町村内に本社がある場合は1.0点、工事箇所の振興局等管内に本社がある場合は0.5点、それ以外はゼロ点としているところです。地域精通度等の合計点は4.0点あります、このうちの1.0点が地域内拠点の有無の配点であります、既に大きな比重を占めているというところです。

また、改正前は地域精通度等のうちの無償奉仕活動の実績の項目で会社の所在地を問わず、活動実績があれば評価していたところですけれども、今回の改正におきまして工事箇所の広域振興局等管内に本社を有する場合のみを評価するなどの地域企業が優先される見直しを行ったところです。

○工藤剛委員 ありがとうございます。

それでもう一つ、土木系以外という部分は逆の御意見をいただきしております、というのは先日県議会にも要望書が出されましたけれども、岩手県鉄鋼業協同組合からですが、議長に対する要望会のときに臼澤勉委員長と私も同席させていただきまして、その中身の説明も受けたわけですが、鉄鋼業、いわゆる土木系以外という今回の部類に分かれて、土木系以外でいきますと今で言う地域精通度の中でも、災害活動の実績ですとか、無償奉仕活動の実績、修繕維持業務活動等の実績、そういう実績が全くゼロになる、換算されない形に今回からなると。そうしますと、この鉄鋼業の業界からいきますと、とにかく外部から業者が入ってくる、そして外部の業者のはうが技術点といいますか、企業力というのですか、そういう部分が正直大きいので、地元の事業者が直接取れる機会が少なくなるのではないかという危惧をしておりました。

できれば、先ほどの話ではないのですけれども、県内の事業者が県内の仕事は取れるような形が一番県としてもいいだろうというのは、もちろんそのとおりです。県がいろいろ検討された上での結果だとは思うのですが、どういう評価といいますか、考え方で、今のような地域精通度をなくするというか、減らすということになったのか御説明いただけますか。

○田家技術企画指導課長 土木系以外について、地域点を減らしたということの考え方でございます。先ほど土木系と土木系以外に分けたところでも説明したところではあるのですけれども、土木系の影響が土木系以外の入札のはうに影響があるということからスタートして分けたというところになっております。

土木系以外の地域精通度等については、災害活動の実績と、それから無償奉仕活動の実績、維持修繕業務の実績等は先ほども申し上げたのですが、主に道路、河川等の公共土木施設における活動、例えば道路除雪、台風等の土砂撤去、草刈りなどの清掃活動などを評価しているため、土木系を主とする企業はその実績をつくりやすいというところでございまして、土木系以外の建築工事、電気工事、管設備工事などを専門とする企業が加点評価を得にくい状況が見られましたため、今回の改正でこれらを評価項目から除外したというところです。これによりまして、除外した項目の点数は残る評価項目に現行の配点バランスを考慮して割り振ることとしたところです。

評価項目の見直しということにつきましては、入札結果の状況というものや、それから建設業団体からの意見も踏まえまして、適時改正を行っているというところです。必要に応じて、今後も適切に見直しを行っていきたいと思います。

○工藤剛委員 ありがとうございます。あくまでも今回はチャレンジといいますか、まず1回やってみてということで、今適時見直しもというお話もありましたので、できるだけ県内の企業がこの工事の少ない中で頑張っていけるような、入札そのものは出納局の所管なのは分かっていますけれども、実際工事する業者と話をする機会はやはり県土整備部のほうが多いでしょうから、いろんな御意見を酌み取っていただいて、よろしくお願いいたしまして、終わります。

○田中辰也委員 私から1件、年初から高病原性鳥インフルエンザの発生が相次ぎまして、県内の建設業協会をはじめ、さまざま御協力いただいたわけですが、一般社団法人岩手県建設業協会の皆さんからいろいろなお話がありまして、今回1点確認したいと思って質問させていただきます。

軽米町で起きた案件で従事した作業者の方々から聞いたのですが、いろいろ現場もばたばたしていて大変だったという状況下ではあったのですが、マニュアルでは土木作業員も防護服をちゃんと着て作業に当たるということになっていたのだけれども、実際はそういうのはなかったという話で、ちょっとばたばたしていたのだろうけれども、その辺をちゃんと分かってもらっているのかという話がありました。建設業協会と提携を結んでいるのは県土整備部ですので、県土整備部でその事案について把握しているかどうか、取りあえずお聞きしたいと思います。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 今回の鳥インフルエンザの対応に当たりましては、家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定、これを当部で担当しておりますが、これに基づいて建設業協会から重機、資機材の調達、あるいはその処分、家畜の運搬、埋却など、多大な御協力をいただいたところです。

田中辰也委員御指摘の防護服の話ですが、これは協定とは別に関係部局がありまして、そこから確認した内容を報告させていただきたいと思います。読み上げますが、発生農場において殺処分された鶏は、フレコンバッグに詰め、農場から搬出する際に消毒して埋却します。埋却作業では、建設業協会から重機の運転を安全に行うために視界を遮るゴーグルやマスクの着用を省略してほしいとの要望があり、重機の操作者には防護服のみ着用いただいているところであります。軽米町での埋却作業においては、家畜保健衛生所から地方支部へ正確な情報が伝わらずに建設業者に防護服が配布されなかつたと聞いております。今後このようなことがないよう、県の関係部局で相互に情報共有を図り、建設業者への周知徹底を図っていきます。

以上が農林水産部からの報告です。当部といたしましても、今回実際に従事された方から不安や疑問の声をいただいたところを重く受け止めまして、再発防止の徹底を図ってまいりたいと思います。

○田中辰也委員 わかりました。現場がばたばたしていたということで、実際にはゴーグルとかマスクはしなくてもいいけれども、防護服自体は着て作業するのだというのは、これは決まりということですね。だから、その辺についてはしっかりと今後徹底しながらやっていただきたいと思いますし、従事している人も機械の中なので、直接吸うわけではないのですが、海外では鳥インフルエンザが人に罹患したという事例も数例あるわけで、やはりそういうのをできるだけ防止するという意味での防護服でもあると思いますので、そこを徹底してほしいと思います。

あとは、盛岡地区で連続して発生したという状況があって、特に業者の少ない支部だと非常に不安だという声が業者から上がっていました。県全体の建設業協会のほうではいろ

いろいろ調整をしてくれるのでしょうか、その辺についてはちゃんとシミュレーションとか、そういうところについては考えておられるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 広域的に対応する必要性についてと解しましたが、埋却作業に当たりましては、復興防災部、環境生活部の関係部局が定めた要領に基づきまして、広域振興局の土木部において事前に定めたマニュアルに従い、実施しているところです。また、マニュアルに基づき広域振興局の土木部と建設業協会の地方支部が連携して事前に訓練を行ったりしているところであります。

まさにその中で、田中辰也委員御指摘の課題というのは私どもも重要と考えております、また現場の広域振興局の土木部からも同様の声が上がっているところです。ですので、先ほど御説明しました要領、マニュアルの中で広域的な対応などについて想定しておくことも必要と考えております、広域振興局あるいは建設業協会など現場の意見も伺いながら、関係部局とも共有して、関係者が連携して必要な見直しを進めてまいりたいと思います。

○田中辰也委員 内部でもそういう問題点が出てきているということですので、実際に現場に従事する人、あれは盛岡地区だからやれるのだろうけれども、うちらはとてもできないという声が出ているところです。やっぱりそういう場合にはどこが応援に入るとかというのをある程度事前にシミュレーションしておけば安心感も増してくるのだろうという思いもしましたので、内部でまた検討協議をお願いします。終わりります。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 93 号令和 6 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）及び、議案第 94 号令和 6 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼次長兼経営総務室長 それでは、企業局関係の議案について御説明申し上げます。

資料は、議案（その 3）の 80 ページをごらん願います。議案第 93 号令和 6 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）についてでございます。主な事項について、金額の読み上げを省略し、御説明申し上げます。

第 2 条の 80 ページから 81 ページにかけての業務の予定量でございますが、年間販売目標電力量の見込みに応じて補正するものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第 1 款電気事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項営業収益は仙人発電所の共同運転管理分担額が減となることに伴う営業収益を減額し、第 2 項附帯事業収益は高森高原風力発電所の目標電力量

の減などによる電力料収入を減額し、第3項財務収益は受取利息の増などにより増額し、第4項事業外収益は長期前受金戻入の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は修繕費等の契約実績による事業費の見込みに応じて減額し、第2項附帯事業費用は委託費や高森高原風力発電所に係る減価償却費の減などにより減額し、第3項財務費用は国債の購入に係る経過利息の追加等により増額し、第4項事業外費用は消費税納付額の増などにより増額し、第6項特別損失は包括外部監査の意見を踏まえ、電話加入権の減損処理を行ったことにより増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、併せて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、資料82ページに参りまして、第1項負担金は共有施設に係る工事負担金の見込みに応じて減額し、第3項固定資産売却代金は雪上車の売却代金収入を増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の見込みに応じて減額し、第3項投資は資金運用のために購入した利付国債の購入額確定により減額し、第4項繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業費の見込みに応じて減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の追加であり、胆沢第二発電所新築倉庫設置工事など5事業の債務負担行為を設定しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費など、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続きまして、84ページをごらん願います。議案第94号令和6年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を受水企業への給水見込みに応じて補正するものであります。

第2項は、主要建設事業であり、北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は受水企業の給水予定量の増により給水収益を増額し、第2項事業外収益は消費税還付金の減などにより減額し、第3項特別利益は包括外部監査の指摘を踏まえ、修繕引当金の取崩しを行ったことにより増額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は委託費等の契約実績による事業費の見込みに応じて減額し、第2項財務費用は企業債の借入利率及び借入額の確定に伴い企業債支払利息を減額し、第3項事業外費用は包括外

部監査の指摘を踏まえ、過年度の除却損等に係る雑損失を増額するものであります。

続いて、85 ページをごらん願います。第 5 項特別損失は、包括外部監査の意見を踏まえ、電話加入権の減損処理を行ったことにより増額するものであります。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第 1 款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項企業債は工事費の見込みに応じて発行額を減額し、第 3 項雑収入は児童手当に係る一般会計負担金の増により増額するものであります。

次に、支出の第 1 款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項建設費は工業用 水道建設事業費の見込みに応じて減額し、第 2 項改良費は工業用水道設備の改良工事費の見込みに応じて減額するものであります。

第 5 条は、債務負担行為の変更であり、第三浄水場高圧受電設備他更新工事の期間を延長しようとするものであります。

第 6 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の 381 ページから 418 ページに記載しておりますが、ただいま御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○白澤勉委員長　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長　御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から胆沢第二発電所再開発事業について発言を求められておりますので、これを許します。

○三尾電気課長　企業局から電気事業で進めています胆沢第二発電所再開発事業につい

て御報告します。お手元にお配りしました資料をごらんください。

初めに、1の趣旨ですが、昭和32年10月に運転を開始した胆沢第二発電所については、設備の劣化の進行に伴い、大規模な改修による機能回復が必要となっていたことから、令和2年度から右の模式図に示すとおり、水圧管路や水車発電機等を更新する再開発時を実施しております。現在図の下にあります工事状況写真に示すとおり、発電機の撤去が完了し、水圧鉄管の撤去作業等を進めているところであります。

左の趣旨に戻りますが、情勢の変化による資材単価や労務単価などの高騰のほか、水圧管路更新工事の工法変更が必要になったことなどから、事業費が約62億円、事業の完了は令和9年度となる見込みです。

なお、事業費については、令和4年度に報告した約50億円に対し、約12億円の増額となっており、その主な内訳は電気設備更新工事が約5億円、水圧管路更新工事が約2億円、建屋改修工事等で約2億7,000万円ほどとなっております。

次に、2の事業概要については、(2)の工期を令和8年度までとしておりましたが、建屋改修工事等が完了する令和9年度に変更しております。なお、電気設備の更新等には影響しないため、運転開始は当初計画どおり令和8年度を見込んでおります。

次に、(6)の最終損益ですが、固定価格買取制度での売電期間である約20年間で税抜き約9億円の黒字を見込んでおります。

今後の取り組み予定ですが、(7)の事業工程に示すとおり、引き続き電気設備や水圧管の更新などの工事を進め、令和9年度の事業完了を目指してまいります。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。

企業局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。